

西宮市環境保全型農業直接支払事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、「環境保全型農業直接支払交付金交付等要綱」（令和5年4月1日付け4農産第5298号農林水産事務次官依命通知。以下「交付等要綱」という。）、「環境保全型農業直接支払交付金実施要領」（令和5年4月1日付け4農産第5299号農林水産省生産局長通知。以下「実施要領」という。）、及び「補助金等の取扱いに関する規則」（昭和58年3月31日西宮市規則第81号。以下「補助金規則」という。）に基づき、環境保全型農業に取り組む農業者に対し補助金を交付するにあたり、必要な事項を定める。

(補助金の交付対象者及び支援対象となる農業者の要件)

第2条 補助金の交付対象者は、交付等要綱別紙第1の1及び2に規定する者とし、交付金の支援対象となる農業者の要件は実施要領第2に定める者とする。

(補助金の交付対象活動)

第3条 補助金の交付対象活動は、生産緑地法（昭和49年法律第68号）第3条第1項の規定により定められた生産緑地地区内に存する農地で行う活動であって、交付等要綱別紙第1の4に規定する活動とする。

(補助金の交付額等)

第4条 補助金の交付額は、交付等要綱別紙第1の5に規定する国の交付金の10アール当たり交付単価の同額を、それぞれ該当する対象農地の面積に乗じて得た金額とし、各年度において1回を限度として交付するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、国が実施要領第6の3（2）に基づき、国が交付する環境保全型農業直接支払事業補助金の額の調整を行ったときは、補助金の額は当該調整後の額と同額とする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、市長が別に定める日までに環境保全型農業直接支払事業補助金交付申請書（様式第1号）に必要書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(交付申請内容の確認)

第6条 市長は、補助金交付の申請があったときは、当該申請に係る書類等の写しを兵庫県知事に送付し、西宮市と兵庫県が連携して交付申請内容を確認する。

(補助金の交付決定及び通知)

第7条 市長は、前条の規定に基づく確認により、当該申請の内容を適当と認め、交付決定をしたときは、環境保全型農業直接支払事業補助金交付決定通知書（様式第2号）により当該申請者に通知する。

(実績報告書の提出)

第8条 補助金の交付決定を受けた者は、市長が別に定める日までに環境保全型農業直接支払事業補助金実績報告書(様式第3号)に必要な書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(活動実績の確認)

第9条 市長は、実績報告があったときは、実施要領第8の5(1)及び同要領別記5に定めるところにより交付要件及び対象活動実績を確認する。

(補助金額の確定)

第10条 市長は、前条の規定に基づく確認により、当該活動実績の報告内容を適当と認めるときは、国の交付単価を確認のうえ、申請者ごとの交付金額を確定し、環境保全型農業直接支払事業補助金交付額確定通知書(様式第4号)により、補助金の金額を通知するものとする。

(補助金の交付請求)

第11条 前条の規定に基づき、補助金の金額の確定を受けた者は、環境保全型農業直接支払事業補助金交付請求書(様式第5号)に必要な事項を記載し、これを市長に提出しなければならない。

(補助金の交付)

第12条 市長は、補助金の交付請求があったときは、速やかに当該申請者に交付しなければならない。

(補助金交付の取消又は返還)

第13条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付を取消し、又はすでに交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

- (1) この要綱の規定に違反したとき。
- (2) 補助金規則第2条に定める補助対象者の事業の運営及び活動等が困難と認められたとき。
- (3) 補助金を目的外に使用しようとしたとき。
- (4) 偽り、その他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

(その他)

第14条 この要綱に規定するもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

付 則

- 1 この要綱は、西宮市補助金制度に関する指針に基づき、平成36年3月31日限り、その効力を失う。
- 2 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

付 則

- 1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、西宮市補助金制度に関する指針に基づき、令和10年3月31日限り、その効力を失う。

西宮市長 様

住所 _____

氏名 _____ (印)

環境保全型農業直接支払事業補助金交付申請書

_____年度における環境保全型農業直接支払事業補助金の交付を受けたいので、西宮市環境保全型農業直接支払事業補助金交付要綱第5条の規定により、下記のとおり申請します。

記

1. 事業計画及びその内容

取組区分	取組作物	取組面積(a)
カバークロープ ^{※1}		
有機農業 ^{※2}		
堆肥の施用 ^{※3}		
兵庫県特認取組 ^{※4} ()		

《記入上の注意》

- ・取組作物が複数種類になるときは、「〇〇（作物名）ほか」とし、実施計画書に詳細を記載すること。
- ・取組面積は畦畔、法面を含めず、本地面積の合計を記載すること。

(※1) カバークロープは、化学肥料及び化学合成農薬の使用を地域の慣行から原則5割以上低減する活動と合わせて主作物の栽培期間の前後のいずれかに緑肥等を作付する取組であって、実施要領第4の1の(2)に定める要件を満たすものをいう。

(※2) 有機農業は、化学肥料及び農薬を使用しない取組であって、実施要領第4の1の(8)に定める要件を満たすものをいう。

(※3) 堆肥の施用は、化学肥料及び化学合成農薬の使用を地域の慣行から原則5割以上低減する活動と合わせて主作物の栽培前後に堆肥を施用する取組であって、実施要領第4の1の(1)に定める要件のものをいう。

(※4) 兵庫県特認取組は、化学肥料及び化学合成農薬の使用を地域の慣行から原則5割以上低減する活動と、リビングマルチ・草生栽培・冬期湛水管理のいずれかの取組を組み合わせたものをいう。

2. 添付書類

- ・多面的機能発揮促進事業に関する計画の認定書の写し
- ・_____年度環境保全型農業直接支払事業補助金に係る実施計画書兼確認依頼書
- ・その他必要書類

以上

西農指令第 号
年 月 日

様

西宮市長 石井 登志郎

環境保全型農業直接支払事業補助金交付決定通知書

____年____月____日付けで申請のあった____年度環境保全型農業直接支払事業補助金について、次のとおり交付することと決定したので、西宮市環境保全型農業直接支払事業補助金交付要綱第7条の規定により下記のとおり通知します。

記

1. 事業内容

取組区分	取組作物	取組面積(a)
カバークロープ		
有機農業		
堆肥の施用		
兵庫県特認取組 ()		

2. 交付決定額

_____円

(交付決定額は、取組面積に単価を乗じたものである。)

以 上

※交付金額の確定は、事業完了後に提出する実績報告書の内容確認により行うものとする。

※本補助金の申請者は、補助金の交付申請及び補助金の交付に関する証拠書類等を補助金の交付が完了した日の属する年度から起算して5年間保存しなければならない。

西宮市長 様

住所 _____

氏名 _____ ⑩

環境保全型農業直接支払事業補助金実績報告書

_____年 _____月 _____日付、西農指令第 _____号により交付決定のあった _____年度環境保全型農業直接支払事業補助金について、西宮市環境保全型農業直接支払事業補助金交付要綱第8条の規定により、下記関係書類を添えて実績を報告します。

記

- 環境保全型農業直接支払事業補助金に係る実施状況報告書（実施要領様式第6号）
- 資材証明書等の写し（堆肥を使用した場合は、その原材料の内容を証明する書類等）
- 主な作物の出荷、販売伝票の写し
- みどりのチェックシート（実施要領様式第14号）
-

以 上

様

西宮市長 石井 登志郎

環境保全型農業直接支払事業補助金交付額確定通知書

_____年_____月_____日付けで提出のあった_____年度環境保全型農業直接支払事業補助金実績報告書に基づき、補助金の額を次のとおり確定したので、西宮市環境保全型農業直接支払事業補助金交付要綱第10条の規定により、下記のとおり通知します。

記

1 補助金確定額 _____円

以 上

西宮市長 様

住所 _____

氏名 _____ ⑩

環境保全型農業直接支払事業補助金交付請求書

_____年 _____月 _____日付け西農指令第 _____号により確定通知のあった _____年度環境保全型農業直接支払事業補助金の交付を受けたいので、西宮市環境保全型農業直接支払事業補助金交付要綱第11条の規定により、下記のとおり請求します。

記

- 1 補助金請求額 _____円
- 2 上記補助金を下記口座に振込いただきますよう、依頼します。

振込先指定	指定銀行名	銀行 信用金庫 農協	支店	預金種別 普通 ・ 当座
	フリガナ 口座名義人	口座番号		